白岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱

（目的）

第１条　この告示は、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）の規定に基づき住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

⑴　住民票の写し、消除された住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書及び消除された住民票に記載をした事項に関する証明書で住基法第７条第５号に掲げる事項が記載されたもの

⑵　戸籍の附票の写し及び消除された戸籍の附票の写し

⑶　戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

２　この告示において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

⑴　住基法第１２条第１項又は第２０条第１項の規定により住民票の写し等を請求（同規定を準用し請求する場合を含む。）する者の代理人

⑵　住基法第１２条の３又は第２０条（第１項及び第２項を除く。）の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出（同規定を準用し申出する場合を含む。）をする者

⑶　戸籍法第１０条第１項（同法第１２条の２において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

⑷　戸籍法第１０条の２第１項又は第３項から第５項（同法第１２条の２において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者

（対象者）

第３条　本人通知制度の対象となる者は、次条第１項の規定による事前登録の申込みの日において、次のいずれかに該当する者とする。

⑴　住基法の規定により市の住民基本台帳又は戸籍の附票（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票を含む。）に記録されている者

⑵　戸籍法の規定により市が編製した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている者

２　前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象としない。

（事前登録の申込み等）

第４条　前条に規定する対象者で本人通知制度の利用を希望する者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ様式第１号の白岡市本人通知制度事前登録申込書により、市長に登録（以下「事前登録」という。）を申し込まなければならない。

２　前項の場合において、申込者は、本人による申込みであることを証するため、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書（本人の写真が貼付されたものに限る。）その他本人であることを証するため市長が適当と認める書類を提示し、又は提出しなければならない。

３　第１項の規定による申込みを代理人によりしようとするときは、代理人について前項に定める本人であることを証する書類のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

⑴　法定代理人　戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。（市に備え付けの公簿等の記載又は記録により当該事実が判明する場合を除く。）

⑵　法定代理人以外の者　委任状

４　申込者は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者又は同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便により、第１項の規定による申込みをすることができる。

（事前登録等）

第５条　市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、様式第２号の白岡市本人通知制度事前登録者名簿（以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

２　市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

（事前登録の変更等）

第６条　事前登録者は、氏名、住所、本籍その他事前登録をした内容に変更が生じたとき又は事前登録を廃止しようとするときは、様式第３号の白岡市本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書により市長に届け出なければならない。

２　第４条第２項から第４項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

（事前登録者への通知）

第７条　市長は、登録者名簿に登録した日以降に第三者からの請求又は申出により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、様式第４号の白岡市住民票の写し等交付通知書により当該事前登録者にその旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

⑴　住基法第１２条の３第４項第５号（同法第２０条第５項の規定により準用する場合を含む。）の政令で定める業務に係る申出により交付したとき。

⑵　戸籍法第１０条の２第４項又は第５項（同法第１２条の２の規定により準用する場合を含む。）に掲げる業務に係る請求により交付したとき。

⑶　その他市長が特別な請求又は申出と認めたとき。

２　前項の通知書には、次に掲げる事項を記載する。

　⑴　住民票の写し等の交付年月日

⑵　交付した住民票の写し等の種別及び通数又は件数

⑶　交付した住民票の写し等の交付請求者の種別

（事前登録の廃止）

1. 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事前登録を廃止するものとする。

⑴　第６条第１項の規定による変更の届出がされていないことにより、前条第１項本文の規定による通知が返戻されたとき。

⑵　第６条第１項の規定による廃止の届出があったとき。

⑶　事前登録者に係る消除された住民票及び消除された戸籍の附票の保存期間が経過したとき。ただし、その後も当該事前登録者に係る消除された住民票及び消除された戸籍の附票を第三者に交付することができるときを除く。

⑷　事前登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

⑸　事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第１２条第１項の規定により住民票が職権消除されたとき。

⑹　虚偽による登録その他市長が特に事前登録を廃止する必要があると認めたとき。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、本人通知制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２２年６月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月３０日告示第８２号）

この告示は、平成２４年４月１日から施行する。

　　（施行期日）

１　この告示は、平成２５年６月１日から施行する。

　　（経過措置）

　２　この告示の施行の際、現に改正前の白岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第５条の規定による登録者名簿に事前登録されている者は、この告示による改正後の白岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第５条の規定により登録者名簿に登録されている者とみなす。